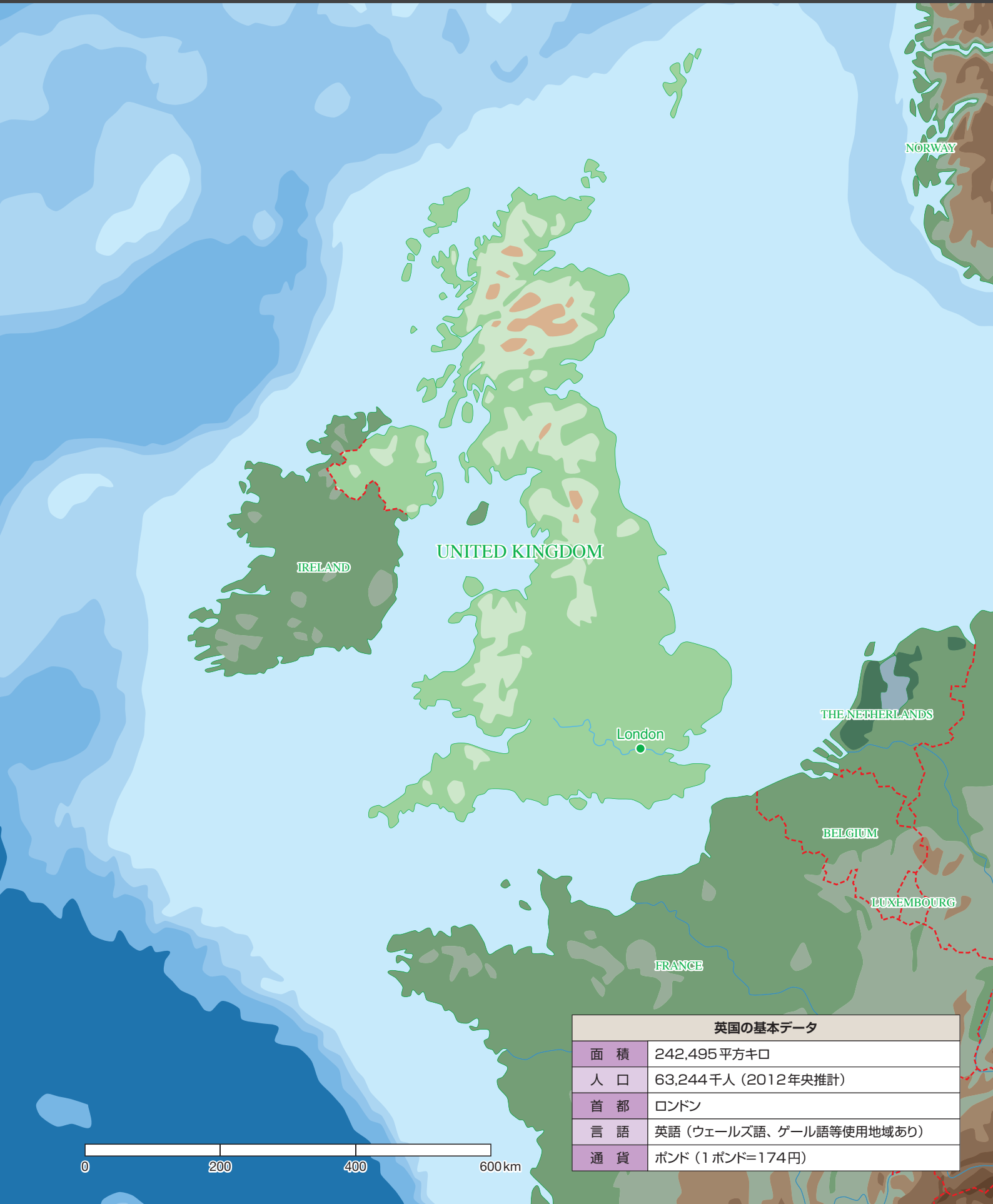




英国における 高レベル放射性廃棄物の処分について



英国の基本データ	
面積	242,495 平方キロ
人口	63,244 千人 (2012 年央推計)
首都	ロンドン
言語	英語 (ウェールズ語、ゲール語等使用地域あり)
通貨	ポンド (1 ポンド=174 円)

I. 高レベル放射性廃棄物の発生状況と処分方針

ポイント

英国政府は、放射性廃棄物管理政策を検討する専門委員会のメンバーを公募し、その委員会による勧告を政府が受け入れる形で、高レベル放射性廃棄物を地層処分する方針を2006年に決めました。

◎原子力エネルギー政策の動向

英国には商業用原子炉として、26基のガス冷却炉（GCR、マグノックス炉）、14基の改良型ガス冷却炉（AGR）、1基の加圧水型軽水炉（PWR、1995年運転開始）が順次導入されました。2013年末時点で運転中の原子炉は16基であり、初期に導入されたGCRは25基が閉鎖されています。運転中の1基のGCRは2015年末までに、14基のAGRも2023年までには運転を終了する見通しです。

英国政府は、温室効果ガスの排出量抑制やエネルギー安全保障の観点から、2030年代までに電力供給の脱炭素化を目指し、再生可能エネルギー、原子力、ガス、二酸化炭素の回収・貯蔵を用いた多様なエネルギーミックスの構築をサポートする考えです。民間による原子力発電への新規参入や投資の促進を目的に、2013年エネルギー法が制定されました。

2011年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受け、原子力施設の安全管理などを規制する原子力規制局（ONR）は、英国政府の指示により、この事故による英国の原子力安全に与える影響を調査しました。この調査結果による新規原子炉の計画を含めた、大きな政策の変更はありません。



NDAのセラフィールドの再処理施設
(NDA資料より引用)

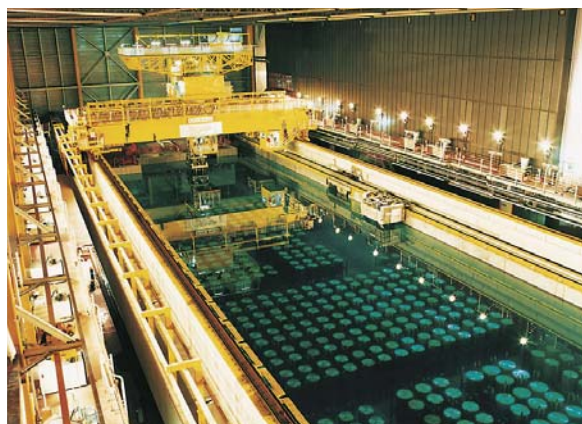
◎使用済燃料の発生と貯蔵（処分前管理）

英国の原子力発電で発生する使用済燃料の発行者は、GCRを所有する「原子力廃止措置機関」（NDA）、AGR14基とPWR1基を所有する民間発電事業者の「EDF エナジー社」（フランス電力会社の英国子会社）です。これらの原子炉から発生する使用済燃料のうち再処理予定があるものは、再処理施設のあるセラフィールドに輸送（主に鉄道）されています。現時点では、EDF エナジー社から発生する使用済燃料の一部については、同社が最終的な管理方針を決定しておらず、発電所内で貯蔵しています。


なお、NDAは、かつての英国の原子力産業界、研究開発機関が持っていた原子力施設を所有し、運転・操業し、廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分を行うために2005年に設立された政府外公共機関（NDPB）です。NDAは、個々の原子力サイトに存在する原子力施設を操業するサイト許可会社（SLC）と管理・操業契約を締結しますが、SLCの経営は国際競争入札で決定する親会社（PBO）が行います。

◎セラフィールドの再処理施設

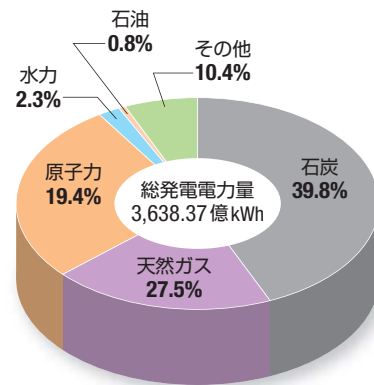
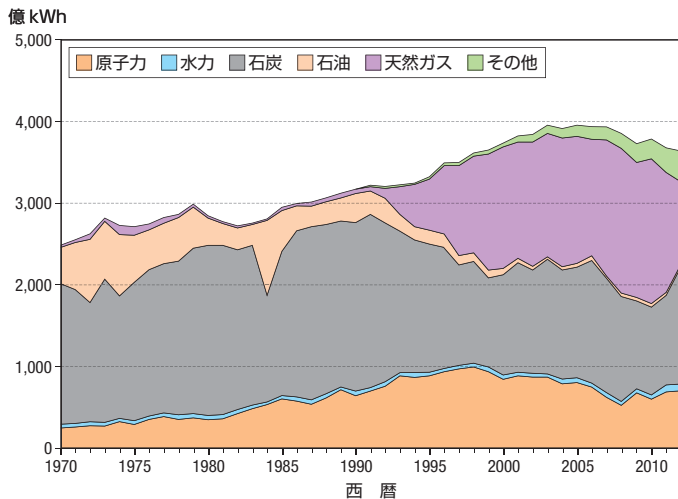
英国の北西部、セラフィールドに再処理施設があり、1950年代から、英国内で発生した使用済燃料の他、



酸化燃料再処理プラント（THORP）内の
使用済燃料貯蔵プール
(写真提供：NDA)

 参考資料

◎原子力発電の利用・導入状況

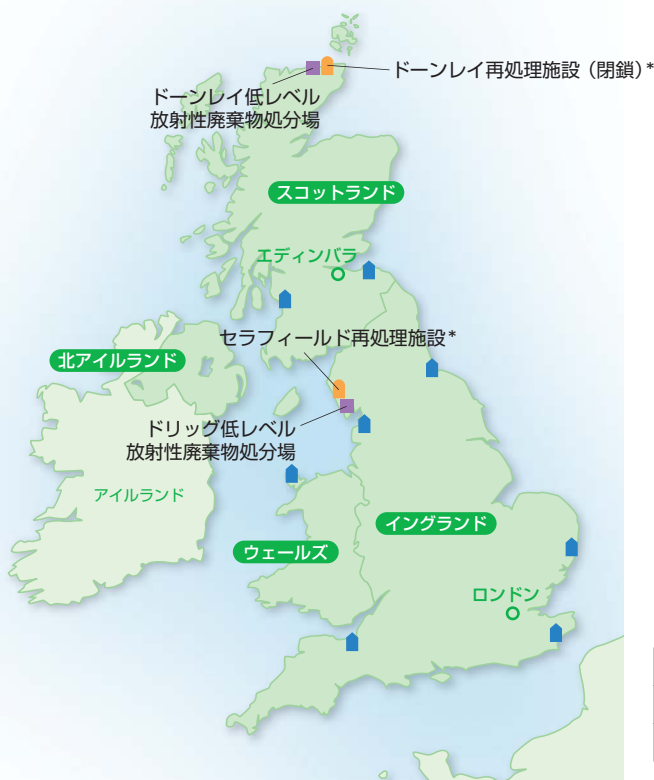



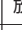
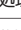
英国の電力供給構成(発電量-2012年)
(Energy Statistics 2014, IEAより作成)

2012年 英国	総発電電力量			国内供給 電力量	国内電力 消費量
	輸入	輸出			
単位: 億 kWh	3,638.37	137.91	-17.47	3,758.81	3,175.73

◎原子力発電設備容量
合計 16基 1,003.8万kW
(2015年1月)

◎原子力発電所及びその他の原子力関連施設の所在地



	原子力発電所 (商業用、運転中)
	放射性廃棄物処分場
	再処理施設

* 高レベル放射性廃棄物 (廃液を含む) の中間貯蔵

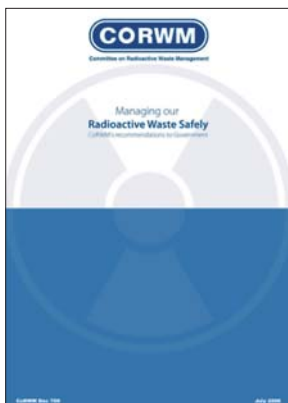
外国の使用済燃料も委託契約に基づいて再処理しています。再処理で製造されたガラス固化体は、再処理施設内で貯蔵されています。セラフィールドには、原子力廃止措置機関（NDA）が所有する2つの再処理施設—マグノックス再処理プラントと酸化燃料再処理プラント（THORP）—があります。NDAは、サイト許可会社であるセラフィールド社と管理・操業契約を締結し、同社が商業ベースで操業しています。

◎処方針

再処理で製造されたガラス固化体は、冷却のために少なくとも50年間貯蔵した後、地層処分する方針です。セラフィールドの再処理施設では、外国の使用済燃料を再処理しているほか、施設の操業計画によっては、再処理しない使用済燃料が残る可能性があります。それらの所有者が、使用済燃料を放射性廃棄物と位置付けた場合には、それを容器に封入して地層処分する可能性も考慮しています。

◎処方針が決定するまでの経緯

英国^[1]において、高レベル放射性廃棄物を地層処分するという最終的な管理方針は、2001年から政府が実施している、「放射性廃棄物の安全管理」と呼ばれる政府のアクションプログラムを通じて2006年に決定しました。政策開発・決定の方法として、公開討論を通じて政府に勧告してもらう方式を打ち出したことが特徴です。これは、放射性廃棄物政策に対する公衆の信頼を得るためには不可欠だという認識によるものでした。公開討論の運営をどの組織が担当するかについても、広く意見を求めました。政府は、公開討論の運営・政策提案を担う組織として、委員長を含む13名を公募・選任し、2003年に放射性廃棄物



CoRWMが
2006年7月にまとめた
政府への勧告

物管理委員会（CoRWM）を設置しました。

CoRWMは公衆・利害関係者参画プログラム(PSE)を進め、管理方針が未定の放射性廃棄物の管理の在り方について、技術・コスト面だけでなく、社会・倫理面からも検討し、協議を重ねました。2006年にCoRWMが提出した勧告を政府が受け入れ、高レベル放射性廃棄物等の地層処分実施を含む管理方針を決定しました。処分の実施主体は、高レベル放射性廃棄物等の中間貯蔵の責任を有していた原子力廃止措置機関（NDA）に割り当てました。

また、CoRWMは勧告において、地層処分場の立地選定における成功要因として、自治体の“主体的参加”と“パートナーシップ”（互惠関係）を挙げています。これに基づいて、政府は引き続き「放射性廃棄物の安全管理」プログラムを継続しており、地層処分場のサイト選定を公募方式で進めているところです。

高レベル放射性廃棄物の管理政策の決定までの経緯 ～「放射性廃棄物の安全管理」アクションプログラム～

2001年9月	環境・食糧・農村地域省（Defra）が英国内の放射性固体廃棄物管理のための政策開発に向けた提案をまとめ、意見募集。（第1期）
2003年	政策勧告を検討する「放射性廃棄物管理委員会」（CoRWM）の設置を決定。委員を公募・任命し、11月から検討作業を開始。（第2期）
2006年7月	CoRWMが放射性廃棄物管理オプションに関する勧告を政府に提出。
2006年10月	政府が勧告を受け入れ、高レベル放射性廃棄物等の地層処分実施を含む管理方針を決定。
2007年4月	原子力廃止措置機関（NDA）が、地層処分の実施主体となる。
2007年6月	Defraが実施体制や処分地選定プロセスなどを含む「地層処分の実施枠組み」案をまとめ、意見募集。（第3期）
2008年6月	Defraが白書「地層処分の実施枠組み」を公表。処分実施主体の役割を、中間貯蔵の責任を有していた原子力廃止措置機関（NDA）に割り当てるとともに、政府主導のサイト選定プロセスを開始。（第4期）

[1] 英国の正式名称は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国です。イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの自治政府から構成されます。地層処分場では、高レベル放射性廃棄物と低中レベル放射性廃棄物の両方を処分する計画です。ただし、高レベル放射性廃棄物の地層処方針については、スコットランドが賛同していないため、高レベル放射性廃棄物に限って、スコットランドは実施体制の枠組みには含まれていません。

II. 地層処分計画と技術開発

1. 処分計画

ポイント

英国では、高レベル放射性廃棄物を含め、既存の浅地中処分場では処分できない放射性廃棄物を地層処分するという方針です。地層処分場には、高レベル放射性廃棄物の他に、中レベル放射性廃棄物や一部の低レベル放射性廃棄物も併置処分することを想定しています。

◎地層処分対象の放射性廃棄物

英国では、既存の浅地中処分場では処分できない放射性廃棄物を地層処分する方針です^[2]。このため、現在、処分地の選定が進められている地層処分場では、高レベル放射性廃棄物以外にも、再処理施設や原子力発電所などから発生する放射性廃棄物も処分する計画です。

また、改良型ガス冷却炉から発生する使用済燃料の一部と加圧水型原子炉（1基）から発生する使用済燃料については、現時点では再処理する計画が未定であるため、これらを処分キャニスタに封入して地層処分する可能性も考慮しています。

さらに、核燃料として用いる濃縮ウラン以外の劣化ウラン、再処理で回収したプルトニウムやウランは、現在は放射性廃棄物に分類していませんが、将来において用途がないと決定した場合には、それらを地層処分することになると想定しています。

処分実施主体の原子力廃止措置機関（NDA）は、確保すべき中間貯蔵施設や地層処分場の規模を検討するために、3年毎に英国内の放射性廃棄物のインベントリを評価しています。2010年4月時点のデータに基づき推定した、地層処分の対象廃棄物の総量見通しは右表のようになっています。

◎処分形態

ガラス固化体と使用済燃料は、いずれも処分キャニスタに封入して処分する方法が検討されています。処分キャニスタの材質は、処分地の岩盤・地下水条件などによって変わりますが、銅-鋳鉄製のキャニスタと鋼鉄製キャニスタが検討されています。ガラス固化体の場合は2体を1つの処分キャニスタに封入します。また、PWR燃料集合体は4体、AGR燃料体は8体を1つの処分キャニスタに封入します。

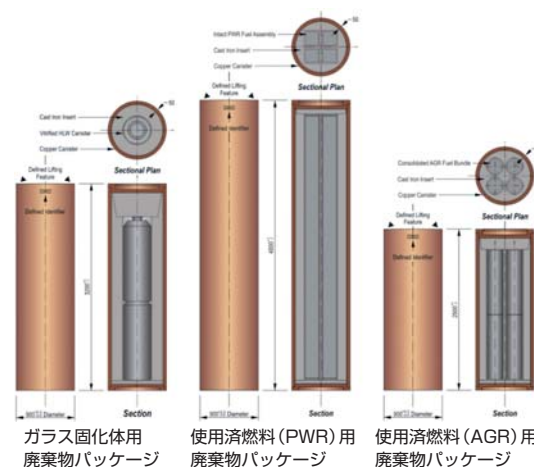
[2] 既存の浅地中処分場として、NDAが所有するドリッグ処分場（1959年から処分開始）があります。2007年に策定された低レベル放射性廃棄物管理政策では、一部の小規模事業者が採用できる可能性は残しつつも、原子力施設から発生する放射性廃棄物用には、新たな浅地中処分施設を設置しない方針です。

地層処分の対象廃棄物の総量見通し

種類	地層処分施設に設置する廃棄物パッケージの体積（レファレンスケース）
高レベル放射性廃棄物	7,454 m ³
中レベル放射性廃棄物	361,692 m ³
地層処分対象の低レベル放射性廃棄物	16,632 m ³
使用済燃料*	10,363 m ³
プルトニウム*	6,989 m ³
ウラン*	94,502 m ³
合計	497,635 m ³

*これらは現時点では廃棄物と認識されていません。

（出典：NDA Report no. NDA/RWMD/044 Generic Disposal System Technical Specification (2010)）



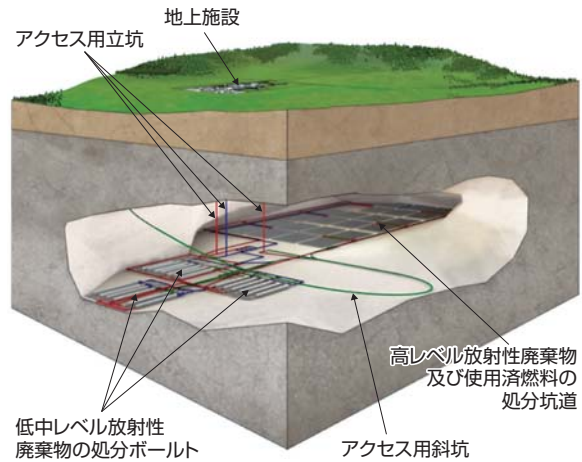
ガラス固化体と使用済燃料の処分パッケージ案

（出典：NDA/RWMD/054）

◎処分場の概要（処分概念）

英国政府が処分場のサイト選定を進めています。現時点では具体的な候補地が未定です。処分の実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）は、3種類の地質条件を仮定して、地層処分システムの基本概念設計の開発を進めています。地層処分場の設置深度は地下200～1,000mの範囲が考えられています。

技術検討段階の処分場概念では、①結晶質岩の場合には深度650mで処分キャニスタを縦置き、②堆積岩の場合には深度500mで横置き、③岩塩層の場合には深度650mで横置き — としており、様々な技術オプションを検討しているところです。



地層処分場の概念図
(出典：NDA/RWMD/054)

◎処分事業の実施計画

英国政府は、原子力産業界と共同で『英国の原子力の将来』と題した報告書を2013年3月に取りまとめました。この中で「地層処分場の開発は優先度の高い課題」との認識を示しています。この報告書は、英国の原子力開発の中長期戦略となるものであり、地層処分に関するマイルストーンを以下のように設定しています。

- 2020年代まで：地上からの調査
- 2030年代まで：処分地の決定と地下特性調査施設の建設作業の開始
- 2050年代まで：地層処分場の設計、建設、操業の開始

なお、原子力廃止措置機関（NDA）は地層処分事業について、様々なステークホルダーとの協議・調整できるようにするために、事業規模やスケジュールなどの全体像を検討しています。その初期の結果として、2010年3月に『地層処分 — 実施に向けたステップ』と題した報告書を取りまとめています。NDAは、様々な規制当局との間で規制をどのように行うかを議論したり、英国政府が担当しているサイト選定プロセスとNDAが実施する調査・建設工程との関連などについて、協議していく考えです。

協議・調整目的のためにNDAが検討・提示している地層処分事業の実施スケジュール

所要年数	各フェーズの概要（NDA案）
～5年	①予備調査 ○候補サイトについての机上調査を実施 ○次段階に進む1つまたは複数の候補サイトを政府が決定するまでの期間
～10年	②地上からの調査 ○候補サイトでボーリング調査を実施 ○環境影響評価を実施 ○優先サイトを政府が決定するまでの期間
～15年	③処分場の建設・地下調査 ○優先サイト決定後、計画許可と規制許可を申請 ○建設と平行して、地下調査を実施
～90年	④処分場の操業 ○操業開始前に、要求される許可及び認可を取得 ○操業前までに輸送システムを構築 ○処分坑道の建設／廃棄物の定置活動
～10年	⑤処分場の閉鎖 ○閉鎖時期は、地元の意向を考慮して決定 ○閉鎖後、施設は制度的管理を担当する当局の管轄下に置かれる。

(NDA/RWMD/013 (2010) より抜粋・整理)

2. 研究開発・技術開発

ポイント

放射性廃棄物管理の実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）は、2004年エネルギー法によって、地層処分を含む研究を実施することが決められています。NDAは、2009年3月に地層処分の実現に向けた研究開発戦略文書を公表しています。

◎研究機関

英国における地層処分の研究開発は、放射性廃棄物管理の実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）が実施しています。NDAは、地層処分システムの開発段階などを通じて必要とされた研究開発を実施していくとしています。

◎研究計画

NDAは2009年3月に地層処分の研究開発戦略を公表しました。この研究開発戦略では、NDAの研究開発テーマとして以下の6つを挙げています。

- 高レベル放射性廃棄物及び使用済燃料に関する研究開発の進展・拡張
- ウラン及びプルトニウムなどの核物質の将来の管理戦略の開発支援
- 中レベル放射性廃棄物処分のための研究開発の継続
- 処分プログラムの実施上の諸問題への対応
- サイト特性調査の準備
- 社会科学的研究の実施

また、NDAは2011年2月に同戦略を補完するものとして、予備研究段階で実施されるべき研究開発計画の概要を示した文書を公表しています。実施すべき研究開発の内容を項目ごとに体系化する方法や、各項目における実施内容を特定・優先順位付けする方法を説明しています。

◎地下研究所

英国には、現在のところ、高レベル放射性廃棄物処分の研究開発のための地下研究所はありません。NDAが検討している処分事業の実施スケジュール案では、地層処分場の建設と平行して地下特性調査を行う予定としています。

NDAのミッション・ステートメント

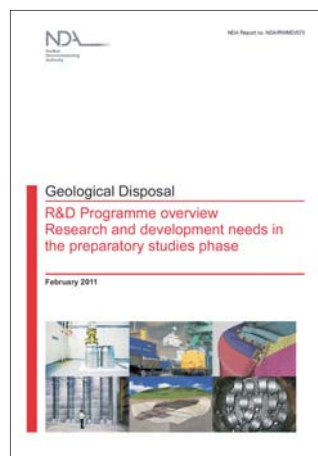
「原子炉の浄化と廃棄物管理の問題に対して、安全かつ持続可能で、国民に受け入れられる解決策を提示する。これは、決して安全性とセキュリティ面に妥協せず、社会的また環境面での責任を十分に考慮し、納税者の利益を常に優先し、ステークホルダーとの関わりを積極的に構築する。」

『英国の高レベル放射性廃棄物等の地層処分を支援するためのNDAの研究開発戦略』より

(出典：NDA/RWMD/O11)



地層処分の研究開発戦略（2009年3月，NDA）



予備研究段階で必要とされる研究開発計画の概要（2011年2月，NDA）

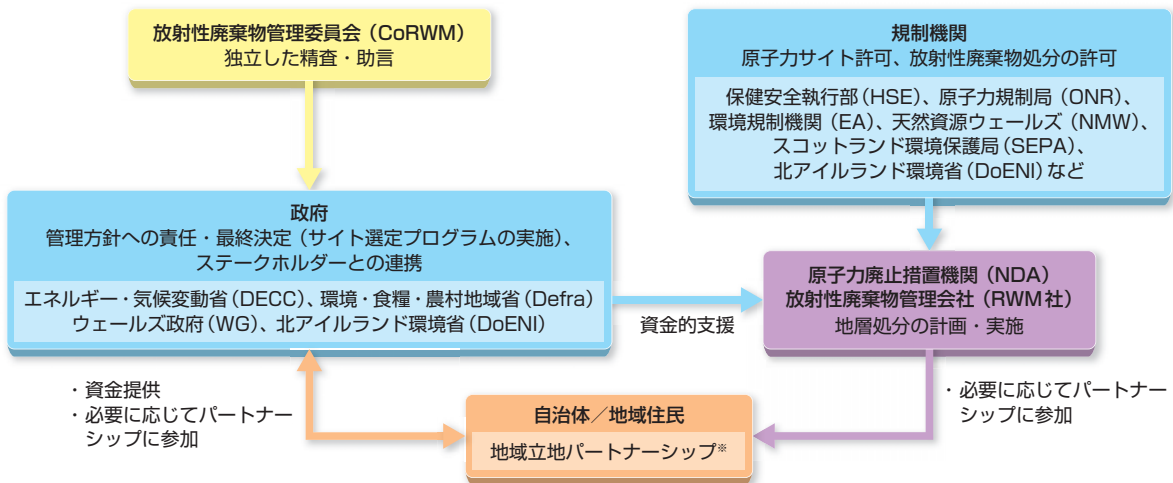
III. 処分事業に係わる制度／実施体制

1. 実施体制

ポイント

英国では、政府が高レベル放射性廃棄物等の処分における放射性廃棄物管理方針の決定、サイト選定の実施などを行っています。高レベル放射性廃棄物処分の安全規制は、原子力規制局（ONR）や各自治政府が設置している環境規制当局が担当しています。

実施主体は原子力廃止措置機関（NDA）です。地層処分場の計画立案及び開発は、NDAの子会社である放射性廃棄物管理会社（RWM社）が担当しています。



放射性廃棄物処分の実施体制

※「地域立地パートナーシップ」は、自治体がサイト選定プロセスに参加意思を表明した以降に設立されます。

◎実施体制の枠組み

英国では、エネルギー・気候変動省（DECC）、環境・食糧・農村地域省（Defra）、ウェールズ政府（WG）及び北アイルランド環境省（DoENI）が、放射性廃棄物の管理及び方針の決定、サイト選定プログラムの実施、ステークホルダーとの連携などに対する責任を有しています。英国政府及び自治政府に助言を与える諮問組織として、放射性廃棄物管理委員会（CoRWM）があり、地層処分の具体化に向けた実施計画を独立に精査する役割が与えられています。

英国では、放射性廃棄物を処分するためには、2つの許可 — ①放射性廃棄物を処分するための許可、②原子力施設の操業及び建設などの許可（原子力サイト許可） — の両方が必要です。

放射性廃棄物を処分するための許可は、連合王国を構成する各自治政府（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）が設置している環境規制

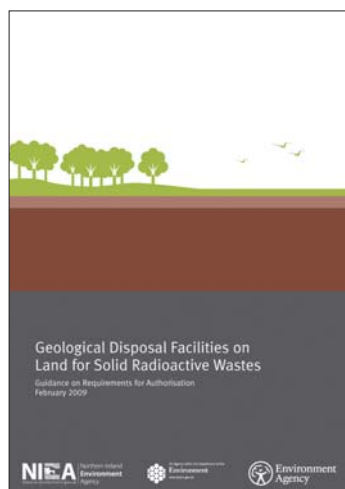
当局が発給します。例えば、処分場の立地点がイングランド領域内であれば、イングランドを管轄する環境規制機関（EA）が行います。

原子力施設の操業及び建設などの許可は、原子力規制局（ONR）が発給します。ONRは、保健安全執行部（HSE）の内部組織でしたが、2013年エネルギー法により、原子力施設に係る安全管理や放射性廃棄物の輸送などを所管する独立した規制当局になっています。

英国では、地層処分の実施面において、地元の主体的参加と地域とのパートナーシップを重視しています。自治体は、地層処分施設のサイト選定プロセスに関して実施主体と正式な話し合いを開始することができます。また、十分な情報が提供された上での地層処分施設の受け入れに関する住民の支持を調査・確認するまで、いつでも撤退できるとしています。

◎実施主体

英国の高レベル放射性廃棄物の処分実施主体は、原子力廃止措置機関（NDA）です。NDAは、老朽化した原子力施設の廃止措置や放射性廃棄物の中間貯蔵を安全に行うために、2005年に設立された政府外公共機関です。英国における放射性廃棄物の処分方針の策定を受けて、それらの処分を実施する役割が加えられました。処分方針の決定後に必要な法改正が行われ、2007年4月より処分実施主体となりました。同時に、高レベル放射性廃棄物等の地層処分場の計画立案や開発のほか、地層処分以外の方法で処分する放射性廃棄物の全体計画立案などを行うために、NDAの内部組織として放射性廃棄物管理局（RWMD）を設置していました。その後、NDAは、2014年4月にRWMDを分離し、NDA所有の100%子会社として、放射性廃棄物管理会社（RWM社）を設立しました。



地層処分施設の許可要件に関するガイダンス

（写真提供：EA）

◎安全規則

英国では、2009年2月に、イングランドとウェールズを当時所掌していた環境規制機関（EA）などが、高レベル放射性廃棄物等の地層処分施設に関する許可申請を検討する際の基礎となる原則及び要件について記載した「地層処分施設の許可要件に関するガイダンス」を策定しました。この中で、地層処分施設の開発者・操業者が満たすべき管理要件、サイトの使用、当該施設の設計、建設、操業及び閉鎖に関して満たさなければならない放射線学的及び技術的な要件などを示しています。

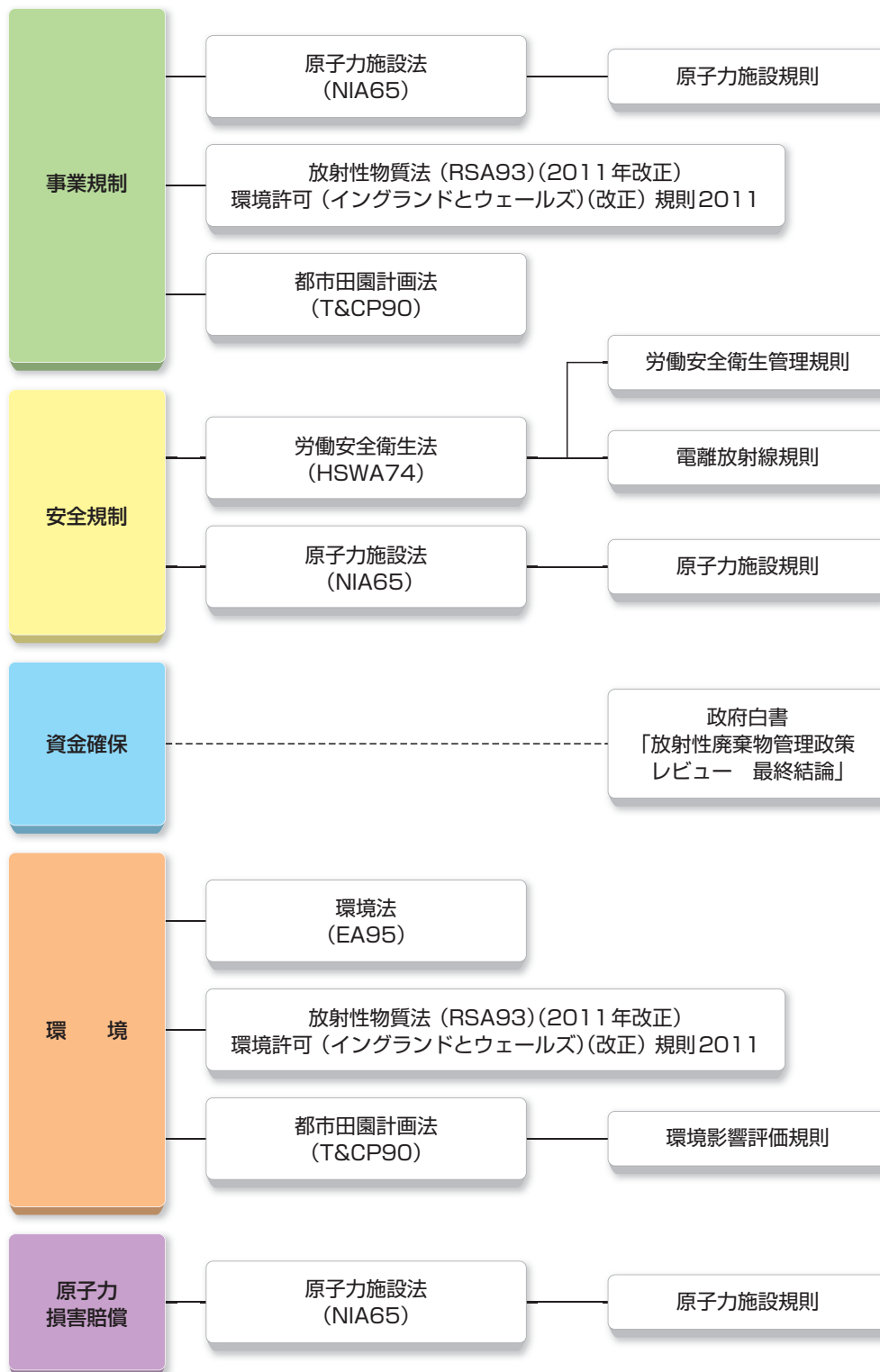
地層処分の基本防護目標として「処分時及び将来において、人間の健康、利益及び環境の健全性が守られるとともに、人々の信頼を喚起し、費用を考慮した方法によって実行」するとしています。また、地層処分場が閉鎖された後の制度的な管理期間では、最も大きなリスクを受ける人間を代表する個人が、一つの地層処分施設から受ける放射線学的リスクが 10^{-6} /年以下であることをガイダンスレベル（目標値）として設定しています。

安全基準に関する指針

許可期間内	線量拘束値：0.3mSv/年
	サイト拘束値：0.5mSv/年
許可期間後	リスク基準値： 10^{-6} /年

注）許可期間とは、地層処分場を操業する期間、及び閉鎖後において能動的な制度的管理下に置かれる期間を指します。

◎処分に関わる法令の体系図



◎処分の法制度

	内 容
事業規制	<p>使用済燃料及び放射性廃棄物の管理・処分施設を含む原子力施設の建設、操業などについては、1965年原子力施設法に基づき、原子力サイト許可の発給を受ける必要があると規定されています。</p> <p>また、原子力サイト上などでの放射性廃棄物の処分の実施に際しては、放射性物質法に基づき、スコットランド環境保護局 (SEPA) 及び北アイルランド環境省 (DoENI) による事前の許可取得が必要であるとされています。イングランドとウェールズでは、法改正により放射性廃棄物を処分するためには、環境許可 (イングランドとウェールズ) (改正) 規則 2011 に基づく許可が必要となっています。</p> <p>また、1990年都市田園計画法では、地方の関連機関から計画許可を得ることが必要であると規定されています。</p>
安全規制	<p>放射性廃棄物に関する安全規制については、1965年原子力施設法及び1974年労働安全衛生法、これらの法律の関連規則によって定められています。</p> <p>原子力関連事業を含むすべての事業の従事者及び影響を受ける可能性のある一般公衆の健康及び安全の確保については、1974年労働安全衛生法の規定により保健安全執行部 (HSE) が規制を行うことが定められています。また、同法に基づき策定されている電離放射線規則では、作業員及び公衆に対する被曝線量限度に関して、作業員については年間20mSv、一般公衆については年間1mSvと規定されています。</p> <p>また、原子力施設の設置・操業を行うには、1965年原子力施設法に基づき、HSEによる許可発給が必要となることが規定されています。さらにHSEは発給する許可に対して、安全確保や放射性廃棄物管理のための付帯条件を設定する権限を与えられています。</p>
資金確保	<p>放射性廃棄物処分の資金確保制度については、政府白書「放射性廃棄物管理政策レビュー 最終結論」において、放射性廃棄物処分に係る費用の負担の汚染者支払いの原則が示されています。しかし、高レベル放射性廃棄物の処分に係る資金確保について規定する法令は存在しません。</p>
環境	<p>環境保護については、1995年環境法により現在の規制枠組みが定められています。同法に基づいて、イングランドとウェールズを所掌していた環境規制機関 (EA) 及びスコットランド環境保護局 (SEPA) が設置されています。なお、EAは2013年4月にイングランドのみを所掌する機関となっています。ウェールズでは、新たな組織として、天然資源ウェールズ (NRW) を設置し、EAの機能などを引き継いでいます。</p> <p>1999年都市田園計画 (環境影響評価) 規則などに基づき、放射性廃棄物の永久貯蔵または最終処分用に設計された施設について環境影響評価書を作成することを要求しています。同規則では、環境影響評価書を作成せずに処分場を建設する計画許可を取得することはできないとされています。</p>
原子力責任	<p>原子力責任に関しては、1965年原子力施設法において、原子力事故発生時における許可取得者などの義務や義務の不履行に伴う賠償などに関する規定が設けられています。</p>

英国

IV. 処分地選定の進め方と地域振興

1. サイト選定プロセスの改善検討の状況

ポイント

英国政府は、カンブリア州西部の自治体がサイト選定プロセスから撤退したことを受け、サイト選定プロセスの改善に向けた協議文書『地層処分施設のためのサイト選定プロセスのレビュー』を2013年9月に公表しました。協議結果を踏まえ、英国政府は2014年7月、高レベル放射性廃棄物等の地層処分施設の設置に向けた新たなサイト選定プロセス等を示した白書を公表しました。

◎サイト選定プロセスの見直し

2013年1月にカンブリア州西部の自治体がサイト選定プロセスから撤退するとの決定を行いました。これを受けて2013年5月に英国政府は、現行のサイト選定プロセスを見直すべく「根拠に基づく情報提供の照会」(Call for Evidence^[3]、以下「情報提供の照会」という。)を行いました。情報提供の照会は、これまでのサイト選定プロセスに関する経験から教訓を見出すため、特にサイト選定プロセスに参画した者、関心を持って観察してきた者から見解を収集することがねらいです。

英国政府は、サイト選定プロセスについての改善点、自治体の自発的な参加を促すための手段について、以下のような質問を用意しました。

- 白書に基づくサイト選定プロセスのどんな面を、どのように改善できるか。
- サイト選定プロセスに自治体を引きつけるものは何であるか。
- サイト選定プロセスに参画する上で、どのような情報が自治体の助けとなるか。

情報提供の照会は約1カ月行われ、その結果、個人から99通、カンブリア州、カンブリア州アラデル市及びコーブランド市などの自治体や企業などから86通の回答が得られました。

これらの回答に基づいて、英国政府は2013年9月に協議文書『地層処分施設のためのサイト選定プロセスのレビュー』を公表しました。この文書は、公開協議(約3カ月間)の目的で用意されたものであり、地層処分の政策に関する背景情報、2008年の白書に基づくサイト選定プロセスの変更・改善案を説明し、これらの提案に関する具体的な質問を提示する形で公衆からの見解を求めました。この協議文書のなか

で英国政府は、地元の自発性及びパートナーシップに基づくアプローチは現行プロセスと同様に維持しつつ、自治体が十分に準備を整える前に、何らかの約束をせまられる状況に追い込まれないように配慮したいとの考えを示しました。

公開協議では、個人及び地方自治体、関係機関などから719件の見解が寄せられました。

◎新たなサイト選定プロセスの開始

英国政府は、公開協議で寄せられた意見などを踏まえ、2014年7月に高レベル放射性廃棄物等の地層処分施設の設置に向けた新たなサイト選定プロセス等を示した白書『地層処分-高レベル放射性廃棄物等の長期管理に向けた枠組み』を公表しました。

[3] 根拠に基づく情報提供の照会

英国などでは、政策の検討プロセスのなかに、Call for Evidenceが取り入れられており、有用なデータを広く収集できるしくみを整えています。寄せられた情報を基にして、より質の高い頑健な政策を立案できると考えられています。



2014年7月の白書『地層処分—高レベル放射性廃棄物等の長期管理に向けた枠組み』で示された新たなサイト選定プロセスの概略

※英国のうち、イングランドと北アイルランドでは2014年7月の白書で示されたサイト選定プロセスが進められます。ただし、ウェールズは2014年7月の白書策定に関与しておらず、2008年白書に提示されたサイト選定プロセスを継続している形になっています。

(参考：DECC, Implementing Geological Disposal. A Framework for the long-term management of higher activity radioactive waste (2014))

2014年7月の白書で英国政府が示した新たなサイト選定プロセスでは、サイト選定に関する活動の期間を大きく二つに分けています。

[第1期：初期活動]

2014年～2016年の約2年間は、英国政府及び実施主体の「初期活動」と位置づけており、この期間では自治体に対し、地質、社会・経済的影響、自治体への投資等の地層処分施設に関連する情報の提供を行うことにしています。自治体が①地層処分に関する技術的事項、②実施主体と自治体との協働事項の両方に関して明確かつ証拠に基づいた情報を得ることにより、より安心してサイト選定プロセスに参加できるようになると考えられています。初期活動の期間では、以下の3つの作業が実施されます。

- 英国全土（スコットランドを除く）を対象とした地質学的スクリーニングの実施
- 「2008年計画法」の改正
- 自治体との協働プロセスの策定

なお、英国全土を対象とした地質学的スクリーニングは、今後自治体が地層処分施設の設置について検討する際に、必要な地質情報に容易にアクセスできるようにすることを目的として実施されるものです。地層処分施設の設置に「適格」または「不適格」なエリアの判定や絞り込みに使用するものではないと位置づけられています。

[第2期]

2016年以降の15～20年間では、関心表明した自治体と実施主体との正式な協議として、初期活動での成果に基づき、実施主体と自治体の間で地質調査の実施などに関する正式な協議に入ることになっています。サイト選定プロセスからの撤退権については、自治体が地層処分施設の設置についての住民の支持を調査・確認するまでは、いつでも撤退できるとしています。

地元に対する経済インセンティブとして、サイト選定プロセスに参加する自治体には、経済サポートとして年間100万ポンド（1億7,400万円）まで、さらにボーリング調査等が実施される自治体には年間250万ポンド（4億3,500万円）までの投資を行うとしています。

◎2014年白書以降の活動状況

2014年白書に基づくサイト選定プロセスに沿って、英国政府と実施主体は「初期活動」として、地質学的スクリーニングに対する英国市民の認知度を高めることを目的とした技術イベントを英国主要都市で開催する計画です。また、技術イベントを通じて、地質学的スクリーニングの実施要領書の策定に向けた意見収集を図っています。

最初の技術イベントが2014年9月30日にロンドンで開催されました。今後、ブリストル、バーミンガム、マンチェスター、リーズ、ニューキャッスルでも技術イベントが開催される予定です。

2. これまでのサイト選定プロセスと経緯

ポイント

2008年6月の英国政府白書『放射性廃棄物の安全な管理—地層処分の実施に向けた枠組み』において、公募方式に基づく6段階から成るサイト選定プロセスや適用すべき基準を示しました。英国政府が処分場を建設するための好ましいサイトを選定するまでは、自治体がこのサイト選定プロセスから撤退する権利を行使できるとしています。英国政府白書の公表とともに、サイト選定が開始されました。

◎処分場サイト選定プロセス

英国政府は2008年6月に白書『放射性廃棄物の安全な管理—地層処分の実施に向けた枠組み』を公表し、地層処分場のサイト選定の進め方や初期スクリーニング基準（第2段階で使用）を明確化して、サイト選定を開始しました。英国のサイト選定プロセスは、地元の“主体的参加”と“地域とのパートナーシップ”を重視した公募方式です。サイト選定作業は、処分実施主体ではなく、英国政府が直接実施することになっており、エネルギー・気候変動省（DECC）が担当です。

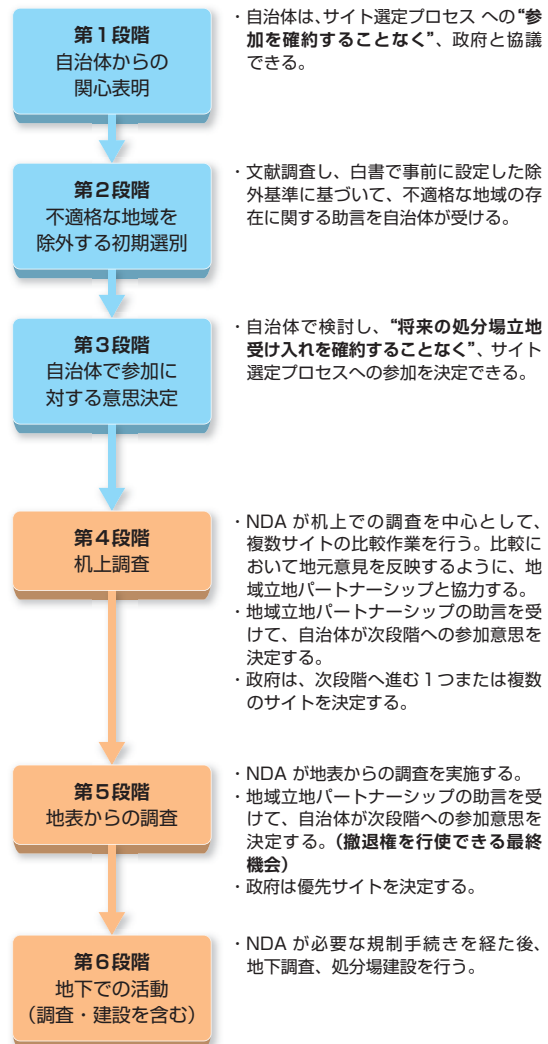
サイト選定は、右に示す6段階で進められますが、大きく前半（第1～3段階）と後半（第4～6段階）にわかれています。

○第1～第3段階：

最初の3段階までは、自治体と政府が議論する期間です。このためには、自治体がサイト選定プロセスへの参加を確約しなくても、その関心を表明する（関心表明）だけで十分であるという姿勢です。関心表明後に明らかに不適合である場所を選別するための調査は、処分実施主体ではなく、英国地質調査所（BGS）が実施します。自治体は、その情報を得てからプロセスへの参加を検討し、プロセスへの参加意思を正式に決定することができます。

○第4～第6段階：

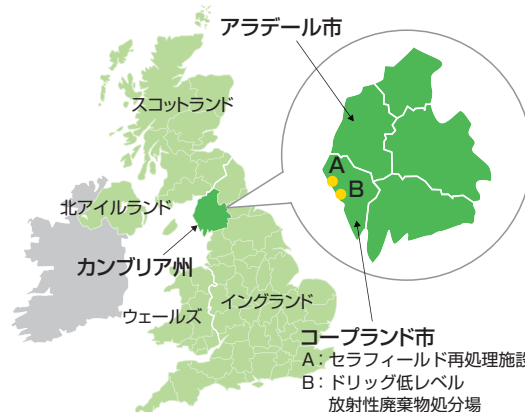
後半の段階では、実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）が調査を実施します。選定プロセスの開始時点では、各段階で実施される調査の内容は詳細には定められていません。少なくとも第4段階の前までに、地域立地パートナー



英国におけるサイト選定プロセス

シップが設立され、地元の意見を反映できる形で選定作業が進められることになっています。

このサイト選定プロセスでは、地下での調査及び建設が始まるまで（第5段階の終了まで）は、自治体が選定プロセスからの撤退権を行使できることを政府が保証しているのが特徴です。政府は各段階の終了期限は明確にしています。逆に、これらの段階は関心表明を行った自治体がたどる段階を示した形となっており、選定を進める側のステップではないことも特徴です。



関心表明をした地域

◎第1段階：自治体からの関心表明の状況

英国政府は、2008年6月に英国政府白書を公表するとともに、サイト選定の第1段階として政府との協議の開始を希望する、将来処分場を受け入れる可能性のある自治体の募集を開始しました。これに対して、2008年7月には、ドリッグ低レベル放射性廃棄物処分場やセラフィールド再処理施設（THORP）など多くの原子力施設が立地しているカンブリア州のコーブランド市が、地層処分場選定に関する政府との協議への関心表明を提出しました。また、2008年12月にはカンブリア州が、さらに2009年2月には同州のアラデル市が関心表明を行いました。

◎第2段階での調査：カンブリア州西部のケース

カンブリア州西部の自治体について、2010年6月からはサイト選定プロセスの第2段階である初期スクリーニングが英国地質調査所（BGS）によって行われました。調査結果は、同年10月に公表されました。

初期スクリーニングは、地層処分場の地下施設の設置場所を特定することが目的ではなく、所定の除外基準（白書で事前に公表していた基準）に基づいて、明らかに不適格な区域を事前に明らかにすることであり、以降の段階での不要な作業を避けることが狙いです。

BGSは、調査対象をアラデル市とコーブランド市の全域、及び沖合5kmまでとし、既存の文献情報をもとに、深度200～1,000mの範囲の地下条件と所定の除外基準を比較して除外区域を評価しました。除外された区域は右図のようになっています。



— 調査対象地域 - - - アラデル市とコーブランド市の境界
 ■ 除外された地域—地下200～1,000mにおいて1つまたは複数の除外基準が適用された地域

初期スクリーニングで除外された地域
 (DECCの許可を得て、BGS報告書より引用)

◎参加決定に関する自治体の判断

カンブリア州西部のケースでは、サイト選定プロセスの第3段階において、第4段階へ進むかどうかを検討しました。

3つの自治体（1州2市）は、各自治体がサイト選定プロセスへの参加の是非を判断する際の助言組織として、2009年に「西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップ」（West Cumbria Managing Radioactive Waste Safely Partnership）を発足させました。この組織は、地元住民の参画を得て関与プログラムを進め、3つの自治体に対する自身の意見及び勧告・助言をまとめた最終報告書を2012年8月に取りまとめました^[4]。

3つの自治体は、この最終報告書などを参考にして、第4段階に進むかどうかの決定を行うため、2013年1月30日にカンブリア州議会、コーブランド市議会、アラデル市議会で各々が議会投票を行いました。議会投票の結果は、コーブランド市議会が賛成多数（賛成6、反対1）で第4段階に進むことを決議し、アラデル市議会も賛成多数（賛成5、反対2）でしたが、カンブリア州議会は反対多数（賛成3、反対7）となりました。第4段階に進むためには2市1州の合意が必要との覚書を締結していたため、サイト選定プロセスから撤退することとなりました。

カンブリア州議会は、サイト選定プロセスの第4段階に進むことに反対した理由として、カンブリア州西部の地質学的な適性に対する懸念やサイト選定プロセスにおける撤退権が法律によって担保されていないことを挙げています。

また、3つの自治体のサイト選定プロセスからの撤退を受けて、サイト選定を管轄するエネルギー・気候変動省の大臣は、以下のような声明を公表しました。

- 第4段階へ進むことに対して、カンブリア州議会は反対、コーブランド市議会とアラデル市議会は賛成の決議をそれぞれ行った。州及び2市の事前の取り決めに基づき、賛成で一致しなかったことから、カンブリア州西部でのサイト選定プロセスは終了することになった。
- 英国政府は地層処分施設のサイト選定を行うための最善の方法は、地元の自主性とパートナーシップによる取組に基づくアプローチであるとの見解を維持する。

第2段階で実施する初期スクリーニングの基準
（明らかに不適格な地域を予め除外するために使用する）

除外基準として適用すべき項目	理由／説明及びコメント
天然資源	
石炭	資源が100m以上の深さにある場合に限り、深部への侵入リスクがある。
石油及びガス	深部への侵入のリスクがある。
油頁岩	深部への侵入のリスクがある。
金属鉱石（一部の鉱石）	深部、すなわち100m以上で採鉱される場合に限り、侵入のリスクがある。
廃棄物の処分／ガスの貯蔵	深度100m以上で実施する意向が表明されている、あるいは既に承認されている場合のみ該当する。
地下水	
帯水層	地層処分施設の母岩の全体または一部が帯水層内にある場合に〔除外基準として〕適用される。
浅部透水性地層	地層処分施設の母岩の全体または一部が将来合理的に開発され得る透水性地層である場合に〔除外基準として〕適用される。
特定の複雑な水文地質学的環境	深部カルスト地形及び既知の温泉の原岩

[4] 西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップは、パンフレットの配布やワークショップを開催して、地元住民の処分プロジェクトに関する知識・理解力の強化を図りました。約3年間にわたって世論調査や公衆やステークホルダーからの意見を求めるために公衆協議を行い、それらを反映した最終報告書を取りまとめました。このパートナーシップの活動については、150ページで紹介しています。

- 地層処分施設の建設を受け入れた自治体の社会的・経済的なサポートを行うため、英国政府は数億ポンド規模に相当する利益のパッケージを立地自治体に提供することを確約する。
- サイト選定プロセスに自治体に関心表明を行うように呼び掛けを継続するが、新たな推進策に着手するとともに、カンブリア州西部での経験を反映するための検討を行う。
- 2008年の英国政府白書が規定している目標を引き続き英国政府は追及していく。地層処分施設のサイト選定に関して、大きな心配はしていない。
- 今回のカンブリア州西部の経験では、サイト選定プロセスの改善策について検討するための良い機会であり、今後必要であれば変更を行うための再協議を実施する。

3. 地域振興方策

ポイント

英国政府は、2014年7月の白書において、地層処分施設のサイト選定プロセスに関与する自治体を支援するための投資が可能であることが明記されています。

◎自治体への投資

英国政府は、2014年7月の白書『地層処分-高レベル放射性廃棄物等の長期管理に向けた枠組み』において、地層処分施設の建設及び操業が数十億ポンド（1ポンドは174円）に相当するプロジェクトであるとしています。プロジェクト期間中は多くの雇用を生み出し、立地する自治体の経済及び広範な社会・経済の枠組みに貢献するとしています。また、副次的な効果として、産業面での利益、社会基盤への投資、現地の教育または学術資源への利益、現地のサービス業への利益、輸送インフラの強化も見込まれるとしています。

また、英国政府は地層処分施設のサイト選定プロセスに建設的に関与する自治体を支援するために、サイト選定プロセスの初期段階においても、自治体への投資を利用できるようにするとしています。サイト選定プロセスの初期段階においては、関与する自治体1か所あたり最大で年間100万ポンド（1億7,400万円）が利用可能であるとしています。さらに、地層処分施設の立地に適格である可能性のあるサイトにおいて、サイト評価のために地下への侵入を伴うボーリング調査の段階まで進んだ自治体に対しては、最大で年間250万ポンド（4億3,500万円）まで増額するとしています。

V. 処分事業の資金確保

1. 処分費用の見積り

ポイント

英国では、放射性廃棄物の処分費用はその発生者が負担することになっています。廃棄物発生者である電力会社は、引当金として廃棄物処分費用を確保しています。

再処理施設などを所有する原子力廃止措置機関（NDA）の放射性廃棄物については、その処分費用は英国政府の負担（国税で負担）です。地層処分の実施主体でもあるNDAは、将来に支出する地層処分費用を負債として英国政府に計上しており、2013年末での負債額を約40.8億ポンド（約7,100億円）と算定しています。

◎処分費用の負担者

英国では、放射性廃棄物の発生者と所有者は、規制コストや自身、あるいは規制機関が行う関連研究のコストを含めて、廃棄物を管理・処分するコストを負担する責任があるとされています。また、放射性廃棄物の管理・処分に伴う債務をその発生前から見積っておき、それを満たす適正な資金を引き当てておかなければならないこととされています。

◎処分費用の確保制度

英国では、放射性廃棄物管理費用の確保のための公的な基金制度はありません。このため、英国で唯一の民間の原子力発電事業者であるEDF エナジー社（2009年にブリティッシュ・エナジー社を買収したフランス電力の英国子会社）は、放射性廃棄物管理費用を引き当てています。2013年末時点では、10.5億ユーロ（1,440億円）を引当金として確保しています。

一方、再処理施設や既に運転を停止したガス冷却炉を含め、原子力廃止措置機関（NDA）が所有する原子力施設の廃止措置費用や放射性廃棄物の管理費用は、NDAが行う地層処分事業の費用とともに、英国政府が負担（国税で負担）することになります。NDAは、それらの費用を負債として、英国政府に計上します。NDAは、廃止措置や廃棄物管理の事業を進めつつ、事業効率の改善を図ることで負債の圧縮を図ります。



地層処分場に関する将来支出額の推移見込み
(出典：NDA Annual Report and Accounts 2007/08)

◎処分費用の見積額

2007年4月に地層処分の実施主体となった原子力廃止措置機関（NDA）は、2007年次会計報告書（2008年3月末）で地層処分場に関する費用見積りを公表しています。これによると、廃止措置なども含めた地層処分場に関する総見積費用（割引前の金額）は、2008年の価格で122億ポンド（2兆1,230億円）です。このうち、NDAが支出する分は約83%（101億ポンド）、残りはNDA以外の処分場利用者が負担すべき金額としています。

NDAは2013年次会計報告書において、地層処分に関する費用を約40.8億ポンド（約7,100億円）と算定しています。この算定額は、NDAが支出する将来費用を年あたり2.2%で割引した額です（1ポンド=174円として換算）。

VI. 安全確保の取り組み・コミュニケーション

1. 地層処分の安全確保の取り組み

ポイント

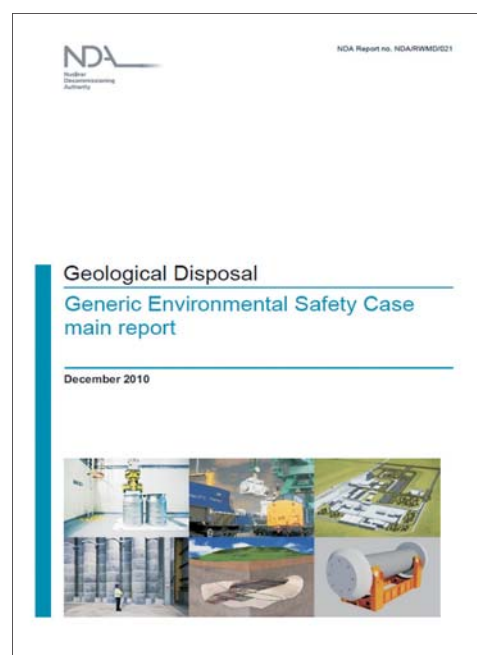
英国では、開発事業者に対して、地層処分事業を進めていく上で、人間及び環境の保護を確保するよう求めています。

◎安全性の確認と知見の蓄積

英国政府は2008年の白書において、安全かつ持続可能であり、さらに公衆に容認される地層処分プログラムを実施するため、地層処分の実施主体である原子力廃止措置機関（NDA）に対し、環境アセスメントや持続可能性の問題を全体的に評価し、考慮するよう指示しています。また、環境規制機関（EA）などは、2009年2月に「地層処分施設の許可要件に関するガイダンス」を公表しました。このガイダンスでは、地層処分施設の開発者及び操業者は、地層処分施設が人間及び環境を適切に保護するものであることを立証するよう求めています。

英国政府は2014年の白書においても、人間及び環境の保護が確保される必要があるとしており、開発事業者（地層処分施設の実施主体である放射性廃棄物管理会社（RWM社））に対して、提案した施設のすべての側面に関する安全面での論拠を提示するよう求めています。RWM社は、地層処分施設がどのように安全性、セキュリティ及び環境保護に関する高度な基準を満たすのかを明示するために、セーフティケースを開発し、維持する必要があるとしています。

NDA及びRWMD（現RWM社）は2010年12月に、地層処分事業で行われる放射性廃棄物の輸送、処分場の操業及び長期安全性の3つを領域をカバーした一連の報告書「一般的な条件での処分システム・セーフティケース」を取りまとめています。これら報告書では、広範な環境及び処分場の設計を考慮に入れた処分概念の例を示しており、2014年の白書では、これら報告書及びIAEAの安全指針を、新たなサイト選定プロセスの初期活動（地質学的スクリーニング）の際に考慮に入れる必要があるとしています。



「一般的な条件での処分システム・セーフティケース」報告書
(NDA、2010年12月)

2. 処分事業の透明性確保とコミュニケーション

ポイント

2014年7月の白書『地層処分—高レベル放射性廃棄物等の長期管理に向けた枠組み』では、地層処分施設のサイト選定プロセスの初期活動の一環として、自治体と協力して作業を進めるプロセスの開発を行います。

◎自治体との協力のもとに行われる作業

2014年7月の白書『地層処分—高レベル放射性廃棄物等の長期管理に向けた枠組み』において、英国政府は自治体との作業を進めるプロセスの開発を行うとしています。このプロセスの開発は、以下の様なものを含むとしています。

- 自治体の代表者の決定方法。
- 自治体への投資に関する高水準の情報提供。
- 技術問題に関する独立した第三者からの助言を広範に入手することのできるメカニズムの設定。

英国政府は、2014年の白書公表後、自治体代表制度に関する作業グループを設置するとしています。このグループは、自治体の関与に関する様々な問題に対処するとしています。自治体代表制度作業グループの活動としては、以下のものが含まれる見込みです。

- 地層処分施設に関して、より多く学ぶことに関心を持つ地域に「自治体」どのようなものであるかを定義する方法及び、効果的な自治体代表制度に関するオプションを開発する。
- 自治体代表の役割及び責任について定義するとともに、地層処分施設のサイト選定プロセスの進展に伴って、これらの役割がどのように変化していくかに関する理解を深める。
- 様々な現地政府が地層処分施設のサイト選定プロセスについて、意見表明できるようにするためのオプションを開発する。
- 住民の支持に関する調査・確認の実施が適切あと考えられる時点や調査・確認の実施方法について明確化を図る。
- 自治体投資のための支払に関するオプションを開発する。この中には、何らかの投資パッケージの管理、資金調達申請が提出された場合の評価及び、当該自治体はその地理的な地域内での投資に影響を及ぼす可能性などが含まれる。

◎2008年白書に基づくサイト選定プロセス： カンブリア州西部での先行事例

カンブリア州、同州のアラデル市及びコーブランド市の3つの自治体は、2009年にサイト選定プロセスへの関心表明を行った後、様々な側面から助言・支援活動を行う組織を立ち上げました。この組織は「西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップ」と呼ばれています。この組織の活動は、自治体が参加是非を決めるまで（第3段階の終了まで）の期間に限って、3自治体が合同で設置しているもので、第4段階以降で設立される「地域立地パートナーシップ」（CSP）とは位置付けが異なります。

西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップには、両市議会、カンブリア州内の他の市議会、カンブリア州地方議会連合、全国農業者連盟（NFU）、地方労働組合などが参加しました。パートナーシップの会合は、約6週間に一回の頻度で開催されており、意見交換や勉強会の場となりました。会合には、質問に答えるオブザーバーとして、CoRWM、DECC、EA、NDAのほか、地元の原子力施設に対して批判的立場のグループも参加しました。

◎関与を支えるための資金提供

地層処分場のサイト選定プロセスや研究開発や施設設計などに対して、地域社会が参加できるという可能性だけではなく、影響力をもって実質的に参加できる体制を整えられるようにするために、「関与のパッケージ」と呼ばれる政策支援が行われることになっていました。2008年6月の政府白書「放射性廃棄物の安全な管理－地層処分の実施に向けた枠組み」では、関心表明を行った自治体、並びに参加表明後に自治体に設立される「地域立地パートナーシップ」の活動費用について、そのコストに見合った価値があるという前提のもとで、政府が負担することを明確にしています。

カンブリア州、同州のアラデル市及びコーブランド市が設立した「西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップ」の場合には、エネルギー・気候変動省（DECC）が資金提供しており、同省の代表がオブザーバーとしてパートナーシップに参加しました。



西カンブリア放射性廃棄物安全管理
パートナーシップの活動例

3. 意識把握と情報提供

ポイント

2008年から始まった当初のサイト選定プロセスに関心表明を行ったカンブリア州及び同州内の2市は、地層処分場立地に関する地元の多様な意見の実像を評価し、プロセスへの参加是非の判断材料とするために、助言組織としてパートナーシップ組織を立ち上げました。住民や地元関係者に対する情報提供は、このパートナーシップ組織の活動を通じて行われました。

◎2008年白書に基づくサイト選定プロセス： カンブリア州西部での地元広報活動

英国における地層処分場のサイト選定活動は、処分実施主体の原子力廃止措置機関（NDA）ではなく、英国政府が直接行っています。NDAが特定の地元を対象として調査を始める時期は、自治体がサイト選定プロセスへの参加を決定した後から（第4段階から）です。このため、地層処分場の立地に関する地元住民への主な情報提供は、関心表明を行った自治体が合同で設立した「西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップ」の活動を通じて行われました。

このパートナーシップは、カンブリア州並びに州内のアラデル市とコーブランド市がサイト選定プロセスに関心表明を行った直後の2009年11月に設立しました。地層処分場に関する情報を地元住民や関係者に周知し、サイト選定プロセスへの参加に対する多様な意見を評価することを活動目的の1つとしています。

西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップは、インターネットサイトでの情報提供、パネル討論やワークショップの企画・開催のほか、地層処分場のサイト選定に関する情報を住民向けに紹介する小冊子（リーフレット）を独自に作成し、カンブリア州のアラデル市及びコーブランド市の全戸に配布しました。

また、初期スクリーニング結果が公表された後の2010年11月には「ディスカッション・パック」と名付けたDVD付き冊子を作成・配布し、アンケート調査などを実施しました。



西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップが作成した“ディスカッション・パック”

地層処分場を話題として、10名程度の集まりで意見交換し、その結果をまとめるワークショップ・ツールです。背景情報として、高レベル放射性廃棄物等を地層処分する方針が決まった経緯、地層処分場のサイト選定プロセスの進め方を簡単に紹介しています。

◎国民意識と住民意識 (主な世論調査結果)

西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップは、地層処分場立地に関する地元の多様な意見の実像を評価するとともに、パートナーシップ自身の活動の改善を図るために、カンブリア州全体を対象とした世論調査を実施しました。外部調査会社を利用する形で、これまでに4回(2009年11月、2010年2月、2011年2月、2012年5月)の電話インタビューを実施しており、その結果をパートナーシップのインターネットサイトで公開しています。

2011年2月の調査結果では、西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップが地層処分場の立地可能性について、英国政府と話し合いをしているという事実に対する認知度は、アラデルとコーブランドの2市では70%を超えており、カンブリア州全体でも58%となっていました。

カンブリア州西部に地層処分場を立地すべきかどうかの対する質問に対しては、2市では反対よりも賛成の立場の意見が多く、2市を除いた地域では賛成と反対が拮抗していました。

カンブリア州及び

同州アラデル市、コーブランド市の概観

地層処分場のサイト選定プロセスに関心表明を行ったカンブリア州は、イングランド北西部に位置し、6つの自治体から構成されています。カンブリア州の湖水地方には、イングランド最大の国立公園があり、豊かな自然がある地域として有名です。同州アラデル市には、いくつかの地域で Studsvik 社 (スウェーデンの民間会社) を含む原子力関連 (原子力施設からの金属廃棄物のリサイクル) の工場があります。また、同州コーブランド市には、セラフィールド再処理施設やドリッグ低レベル放射性廃棄物処分場があります。

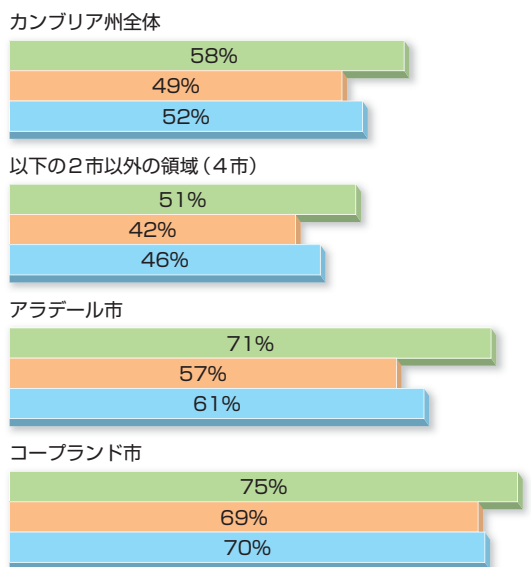
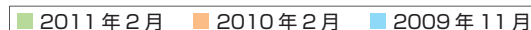
	人口 (約人)	面積 (約km ²)
カンブリア州全体	499,800	6,768
以下の2市以外の領域 (4市)	332,800	4,794
アラデル市	96,400	242
コーブランド市	70,600	732

※東京都 (人口: 約13,186,600人、面積: 約2,189km²)

設問: 西カンブリア放射性廃棄物安全管理パートナーシップが地層処分場の立地可能性について、英国政府と話し合いをしていることを知っていますか?

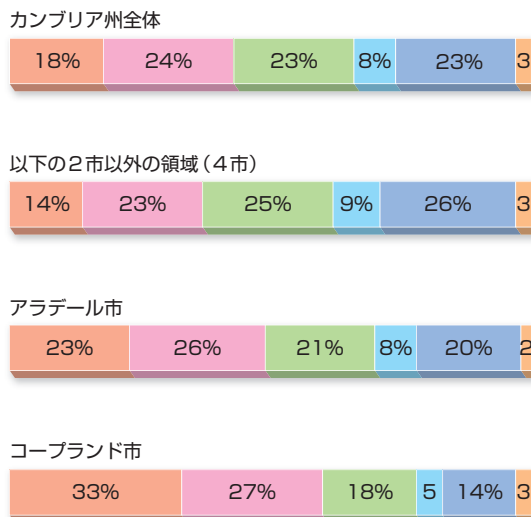
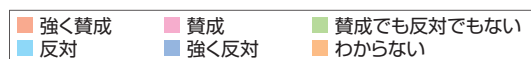
(図は「はい」と答えた比率)

調査時期:



設問: 地層処分場をカンブリア州西部領域内に立地すべきだと思いますか?

(図は2011年2月の電話インタビュー結果)



(出典: Ipos MORI: Radioactive Waste Survey Wave 3, Research Report Prepared for West Cumbria Managing Radioactive Waste Safely Partnership (March 2011))

